

## 参加資格

次に掲げる条件を全て満たした事業者とする。

- (1) 受託希望の訓練科を県内で実施できること。
- (2) 受託希望の訓練科に対する就職支援の体制を有していること。
- (3) 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講し、有効な受講証明書を有する者が常勤職員として在籍していること、又はISO29993（公式教育外の学習サービスサービス要求事項）及びISO21001（教育機関－教育機関のためのマネジメントシステム－要求事項及び利用の手引）を取得している者であること。
- (4) キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（１級又は２級）又は職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第28条第１項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者（以下「キャリアコンサルタント等」という。）を配置し、キャリアプランシート等を活用したキャリアコンサルティングが実施できること。
- (5) 訓練実施機関に就職支援責任者を配置し、受講者に対して就職支援を行うこと。就職支援責任者の業務内容は次のとおりとする。
  - ア 過去の受講者に対する就職実績等を踏まえ、受講者に対する就職支援を企画、立案すること。
  - イ 訓練生に対するキャリアプランシート等を活用したキャリアコンサルティングの実施、ジョブ・カードの作成支援による就職支援が適切に実施されるよう管理すること。
  - ウ 就職支援に関し、高等技術専門校（以下「専門校」という。）及び公共職業安定所等の関係機関並びに訓練修了生の就職先候補となる事業主及び事業主団体等と連携し、求人情報を収集・確保するとともに求職情報を提供するなど、訓練修了生に適宜、就職情報の提供を行うこと。
  - エ 訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理するとともに、公共職業安定所に情報提供すること。
    - ※ 就職支援責任者は、キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（１級又は２級）又は能開法第28条第１項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者であることが望ましい。
    - ※ 就職支援責任者は、訓練実施日数のうち５０％以上の日数は、当該訓練実施施設にて業務を行うこととする。ただし、実習型訓練期間中については、訓練実施施設に限らず、適切な就職支援が可能な場所において業務を行うことができるものとする。

(6) 安定した事業運営が可能と認められること。具体的には、受託しようとする訓練と同等の教育訓練に対する入校・修了実績を有する者であること。

(7) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、訓練を実施するうえで必要となる教室、設備及び備品等を所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的には次の要件を全て満たしていること。

ア 施設・設備及び訓練指導体制等の訓練全般に係る責任者1名を訓練実施場所ごとに配置でき、また、訓練生の受講状況等の問い合わせ等に常時対応する窓口となる事務担当者を1名以上配置できる体制が講じられていること。

イ 教室の面積は、訓練受講者1人当たり1.65㎡以上であること。

ウ 教室は全面禁煙であること。また、自習用教室及び休憩室を確保する場合も同様であること。

エ カリキュラムにパソコンを使用する内容が含まれている場合は、次の要件を全て満たしていること。(但し、eラーニングコースにおいて、在宅訓練を行うために訓練生自身が準備し、使用するパソコンについてはこの限りではない。)

① パソコンは1人1台の割合で設置されていること。

② パソコンはクラスの全員が同じ条件で使えるよう、機器、仕様等を統一し、訓練が円滑に行われるよう十分に整備されていること。

③ ソフトウェアは、使用許諾契約に基づき、適正に使用できるものであること。また、技術革新の進展に適切に対応した十分に新しいものを使用するものであること。

また、情報通信関連分野の訓練の場合は、以下の要件も併せて満たすこと。

④ 訓練担当者は、指導内容に精通しており指導者としてふさわしい者であること。具体的には、情報通信機器関連の訓練と関係が深い内容についての指導経験があり、IT機器導入の支援の業務等、日常的にIT機器の利用法等についてユーザーに説明する業務に従事した経験等が1年以上あること。

(8) 本県域内に事業所を有する者にあつては、熊本県税に係る徴収金を完納していること。

本県域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(9) 次のいずれの事項にも該当しない者であること

ア 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損

害賠償の対象となった者であって、当該事実が判明し処分を通知した日から3年間を経過していない者

イ 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、委託先事業者とすることが相応しくないと県が判断した者

ウ 偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなった者又は就職状況調査において不正受給をした者であって、不正行為に係る処分を通知した日から5年以内を経過していない者

エ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと県が判断した者

オ 過去に実施した同種の訓練の就職率が2回連続して35%未満となった後、同種の訓練の実施を希望する者

ただし、2回目の訓練コースの就職率が確定する前に3回目の訓練が選定され、その後、2回目の訓練コースの就職率が35%未満となった場合は、県による改善指導・助言を受けることを前提に3回目の訓練コースを実施又は委託契約の締結、訓練実施を認めることとする。この場合、以後直近の契約委託先選定までに実施した3回目の訓練コースの就職率が35%未満となったときは、原則として委託の対象とならない。

(10) 委託訓練受託希望機関又はその役員若しくは使用人が次のいずれの事項にも該当しない者であること

ア 委託訓練受託希望機関が熊本県暴力団排除条例(平成22年条例第52号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき

イ 委託訓練受託希望機関の役員又は使用人(条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下同じ。)が、委託訓練受託希望機関若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の威力を利用したと認められるとき

ウ 委託訓練受託希望機関の役員又は使用人が委託訓練受託希望機関の行う事業に関し暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら法第2条第6号に規定する暴力団員に対し金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき

(11) 個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な管理を行うことができる者であること。具体的には「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき適切な管理ができる者

(12) 介護分野7か月コースに応募をする場合は、開講の9か月前まで

に熊本県（※）に設置計画書を提出し、開講の3か月前までに指定申請書を提出できる者。かつ、提案採択後、訓練実施前までに専門校からの指示に基づき、熊本県（※）に提出した書類の写しを提出できる者。

（※）熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課